

服薬情報等提供料3に関する保険薬局の入院前服薬情報提供手順

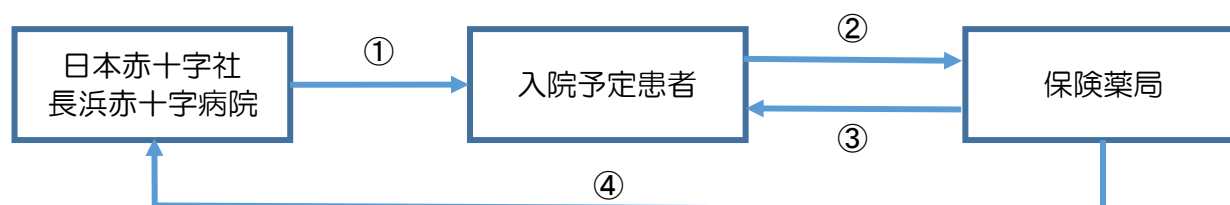
【目的】

入院予定の患者さんの薬を保険薬局が事前に全て確認し、整理することで、患者さんが入院中に安心・安全な医療を受けることができる。また、入院決定後の代替薬処方について検討でき、さらに事前に情報共有しておくことで休薬対象薬を見逃すことなく、手術や検査などの治療を受けることが出来る。

【手順】

- ① 当院に入院を予定する患者に対し、当院入退院支援室が「入院ご案内」を用いて服薬情報等提供料3に係る病院と保険薬局の連携について説明し、「入院前服薬確認 依頼書」を患者さんに交付する。
※この依頼書により、術前休薬指示がある場合は、「術前等に休薬が必要な薬剤一覧(術前休薬の目安)」に従い休薬に関する指導、抜薬依頼を行う。
- ② 患者が保険薬局に「入院ご案内」、「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」、「入院前服薬確認 依頼書」、「使用中の薬(全て)」、「お薬手帳や薬剤情報提供書等」を持参、提出する。
- ③ 依頼を受けた保険薬局薬剤師は、患者の服薬情報、入院目的、入院予定日数、休薬対象薬の有無等を把握・確認する。
- ④ 「入院ご案内」を参考に、入院予定日数または入院日数未定の場合は2週間程度の薬があるか確認し、必要ならば、かかりつけ医に受診勧告する。休薬指示がある場合は、抜薬あるいは誤って服用されないような管理を行う。
※薬を整理して頂く際には、入院日以降の薬を薬品毎あるいは用法毎に分けて頂くようお願いします。(入院日までの管理方法については保険薬局に一任します)
- ⑤ 服薬情報に関して得た情報は「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書(持参されなかった場合は当院HPよりダウンロード可能)」に記載し、入院前々々日までに当院薬剤部へFAX送信する。

服薬情報等提供料3 運用フロー



- ① 当院に入院を予定する患者において、当院医師が「入院前服薬確認 依頼書」を作成し、患者に配付。かかりつけ薬局(通常利用している保険薬局)に提出するよう説明する。
- ② 患者が保険薬局に「入院前服用確認 依頼書」を提出する。
- ③ 依頼を受けた保険薬局薬剤師は、患者の服薬状況を把握・確認する。

<服用薬確認の具体的な例>

- ・手術/処置前の中止薬の有無の確認(休薬が必要な薬剤を取り除く再調剤)
- ・用法用量が不明の薬剤がないか→ある場合には処方元の確認と用法用量の確定
- ・薬袋と薬剤の入れ間違い、混在がないか確認
- ・定期内服か頓服使用かの確認(例:緩下剤、睡眠導入剤等)
- ・現在服用していない過去の処方薬の混在がないかの確認
- ・日数不揃いの場合、説明・同意取得により廃棄や残薬調整を提案

- ④ 保険薬局薬剤師は、入手した情報及び服用薬について整理した状況等について「入院前の患者の服薬状況等に係る情報提供書」に記載し、患者入院前々々日までに日本赤十字社 長浜赤十字病院 薬剤部にFAX(0749-68-3307)送信する。